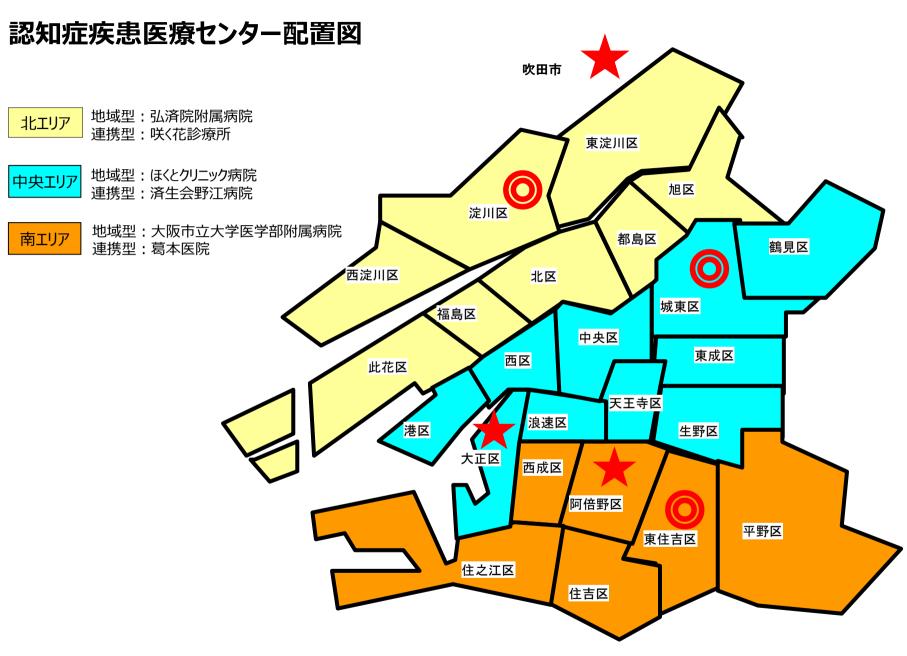
認知症疾患医療センター

- ○認知症疾患に関する鑑別診断や医療相談を行うほか、地域での認知症医療提供体制の構築を図る事業(H20年度創設)
- 〇本人や家族に対し今後の生活等に関する不安が軽減されるよう行う「診断後等支援」や、都道府県・指定都市が行う地域連携体制の推進等を支援する「事業 の着実な実施に向けた取組」なども実施
- ○実施主体:都道府県・指定都市(病院または診療所を指定)
- ○設置数:全国に488か所(令和3年10月現在) 【認知症施策推進大綱:KPI/目標】全国で500カ所、2次医療圏ごとに1カ所以上(2020年度末)

		基幹型	地域型	<u>連携型</u>	
設置医療機関		病院(総合病院)	病院(単科精神科病院等)	診療所 病院(平成29年度より設置要件に追加)	
設置数(令和3年10月現在)		17か所	384か所	87か所	
診療報酬		認知症専門診断管理料1(700点)	認知症専門診断管理料 2 (300点)	認知症専門診断管理料1(500点) ※診療所は算定可能	
基本的活動圏域		都道府県圏域	二次医療圏域		
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談			
	人員配置	・専門医 (1名以上)・臨床心理技術者 (1名以上)・精神保健福祉士又は保健師等 (2名以上)	・専門医 (1名以上) ・臨床心理技術者 (1名以上) ・精神保健福祉士又は保健師等 (2名以上)	・専門医 (1名以上) ・看護師、保健師、精神保健福祉士、 臨床心理技術者等 (1名以上)	
	検査体制 (※他の医療機関との連 携確保対応で可)	·CT ·MRI ·SPECT (※)	·CT ·MRI (※) ·SPECT (※)	·CT (%) ·MRI (%) ·SPECT (%)	
	BPSD·身体合併症対応	救急医療機関として空床を確保 ※急性期入院治療を行える他の 医療機関との連携で可	急性期入院治療を行える他の医療機関との連携で可		
	医療相談室の設置	必須		_	
地域連携機能		・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療センター地域連携会議」の組織化等			
診断後等支援機能		・診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援や当事者等によるピア活動や交流会の開催			
事業の着実な実施に向けた取組 の推進		都道府県・指定都市が行う取組への 積極的な関与	※基幹型が存在しない場合、地域型・連携型が連携することにより実施		



認知症疾患医療センター 地域型 ★ 連携型 ◎